

川崎市農業委員会農地利用最適化推進委員

【推薦・募集要項】

川崎市農業委員会では、令和8年7月19日（日）に農業委員の改選を予定しており、同時に次期の農地利用最適化推進委員の選出を行うこととなります。選任にあたっては、あらかじめ農業者や農業者が組織する団体等に候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集を行うこととされています。

そこで、令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）までの間、農地利用最適化推進委員の募集を行います。

1 募集人員

6人（定数）

2 任用期間

委嘱の日から令和11年7月18日（水）まで

※委嘱日は令和8年7月下旬を予定

3 身分

川崎市の特別職の非常勤職員

4 担当区域及び推薦・募集人数

●川崎市南中部区域（川崎区・幸区・中原区・高津区・宮前区） 3人

●川崎市北部区域（多摩区・麻生区） 3人

5 職務内容

農地の出し手・受け手への働きかけにより、農地等の利用集積・集約化を推進し、耕作放棄地の発生防止と解消等に向けた現場活動や、市内農地の巡視及び違反転用の監視等を行います。

また、必要に応じて毎月開催される農業委員会の総会及び事前の現地調査に参加し、農業委員とともに農業委員会活動を行います。

6 委員報酬

月額 31,000 円

7 推薦を受ける方及び応募する方の資格

農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方、ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8 推薦及び応募に係る手続等

以下の様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、郵送又は持参により、川崎市農業委員会事務局（川崎市都市農業振興センター農地課）まで御提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合	第1号様式
法人又は団体が推薦する場合	第2号様式
一般応募する場合	第3号様式

(2) 添付書類

推薦者（個人の場合に限る。）の住民票（推薦をした日又は応募をした日以前3か月以内に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの。本籍地の記載は不要）、被推薦者又は応募者の住民票（推薦をした日又は応募をした日以前3か月以内に発行されたもので、本籍地の記載があり、マイナンバーが記載されていないもの）。

(3) 様式への記載事項

●第1号様式

- ア 被推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員になることができます）、経歴、農業経営の状況、推薦する区域
- イ 推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、推薦の理由、被推薦者について農業委員に推薦しているか否か、推薦者の自署又は記名・押印
- ウ 被推薦者の同意の自署又は記名・押印、委員就任後の抱負

●第2号様式

- ア 被推薦者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員になることができます）、経歴、農業経営の状況、推薦する区域
- イ 推荐者の名称、代表者等の氏名、所在地、電話番号、目的、構成員の人数、構成員たる資格、推薦の理由、被推薦者について農業委員に推薦しているか否か、代表者等の記名・押印
- ウ 被推薦者の同意の自署又は記名・押印、委員就任後の抱負

●第3号様式

応募者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業（農業者以外の者でも委員に

なることができます)、経歴、農業経営の状況、応募する区域、応募の理由、農業委員に応募しているか否か、応募者の自署又は記名・押印

11 推薦・応募の受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月4日（水）午後5時必着

12 選考方法

川崎市農業委員会は、提出された応募書類等をもとに選考します。なお、必要に応じて面接を行う場合があります。

農業委員会は、選考結果をもとに、総会での議決を得たうえで、推進委員を委嘱します。
(令和8年7月下旬予定)

13 書類の提出先及び問合せ先

〒213-0015

川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 2階

川崎市農業委員会事務局（川崎市都市農業振興センター農地課）

電話 044-860-2461

14 その他

- 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員は同時に両方に応募できますが、兼務することはできません。
- 法令の定めにより、受付期間中の中間及び期間終了後に、住所・電話番号を除いて記載された事項を市ホームページにて公表いたしますので、あらかじめ御承知おきください。
- 推薦又は応募に要する費用は全て申し込みをいただいた方の負担となります。
- 必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります。
- 申込書に記載された内容等の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります。